

# 支部ニュース

2012年3月 No.460

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

## 総会特集

- 「原発依存からの脱却への道」記念講演大要
- 団東京支部第40回総会議事録
- 新任・退任の挨拶
  - ※新任の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・前川雄司／早田由布子／市野綾子／枝川充志
  - ※退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・水田敦士
- 2012年支部幹事会日程
- 日誌

(なお、本来であればこれまで通り可能な限りで討論の再現も詳細に行うところですが、急遽の解除変更などで会場録音の再現が遅れております。今回は概要にとどめさせていただき討論の詳細については次号でご報告します。大変申し訳ありませんが、次号にご期待ください。)



# 原発依存からの脱却への道

## ～第40回記念講演の概要

みなさんこんにちは、東京の弁護士さんにはいろいろお世話になっております。今日はお話をする機会を与えていただき、ありがとうございます。

### 1 福島の実況

まずは福島の実況に関して、ご紹介いたします。これは、チェルノブイリの事故の現場と福島第一原発の地図を重ね合わせた図です。ご覧の通り、福島原発の場合には、20キロが警戒区域になっておりまして、20キロのところには立ち入り禁止のガードがあります。

チェルノブイリの事故とのスケールの比較ですけれども、福島の場合は10キロオーダーで汚染が広がっておりますが、チェルノブイリの事故の場合100キロ200キロです。20年前に私はベラルーシに行き、150キロくらい離れているヴェトカという村を訪問したんですけれども、

居住禁止で住めない状態になっておりました。事故から5年経った段階で行ったんですけれども、汚染地図が公表されたのは事故が起きてから2年後のことだという話を聞きました。したがって、遠くのところは何も知らずに2年も普通に住んでいたということでありまして、その間、食べ物経由で内部被曝をした人が非常に多かったわけです。私が行ったところも5年経っているのに人が住んでおりまして、みんなお年寄りばかりです。政府はそういう人を追い出すようなことはしておりませんで、食べ物と飲み物をトラックで運んであげていました。

この図は、福島の実況はレベル7と評価されていますが、汚染の広がり方は、同じレベル7と評価されているチェルノブイリの場合と比べると非常に小さかった事を示しています。これは福島の実況を過小評価するという意味ではなく、もし本当にチェルノブイリ級の事故が起こったら、風向き次第では東京もおしまいになっていたということが十分にあり得たということを示しています。9月の段階で、菅直人氏が「3000万人の避難はあり得ない。国が国として成り立つかどうかの瀬戸際だった」と言っていました。これはまさにそのとおりでありまして、原発事故というのは、結果的に放射能がどれくらい外に出たか、汚染がどのくらい広がったか、そういうことで評価してはならないのであって、可能性としてどれだけのことがあり得たか、どこまでで事故が食い止められたかということの評価する必要があります。日本のような小さな国でチェルノブイリ級の事故が起こればもうおしまいです。そういうことをかろうじて免れたと評価する必要があるというのが私の考えです。二度とあってはならないわけです。



清水 修二先生

福島の社会の状況ですけれども、原発被害の最大の特徴は見えないということにあるというのはみなさんご理解されていると思いますが、このことが非常に複雑な事態を生みます。見えないというのは、心配し始めるといても立ってもいられない気持ちになるという面もありますが、福島に住んでいる私たちから見ると、見えないからなんとかなっている、見えたらたまったもんじやないという気持ちもあります。事故の当座は、いつも放射能のことを気にして、家は全部目張りをして換気もせず、出かけるときは厚着に帽子、手袋、マスクでした。家では、今何が起きているかを知るためにテレビをつけっぱなしで、妻との話題はいつも放射能のことでした。しかし、今はだいぶ落ち着いていて、その要因の一つは見えないから助かっているという部分もあります。

二番目は分からないことがストレスになるということで、低レベルの放射線の問題です。今回の事故で、どのぐらいの健康被害が出るかは予測できませんが、私は、希望半分ではありますが、統計的に確認できるような顕著な健康被害は出ない可能性が高いと考えています。しかし、それは何事もなかったということではなくて、福島の人たちは、分からないという耐え難いストレスの中で生活しているのです。情報に関して非常に疑心暗鬼になっております。科学的に考えるというレベルではなく、「避難する程の危険はない」などと話す人を拒絶するような風潮があります。このことも、私は決していいことではないと考えています。

自治体住民の動向ですが、去年の夏の段階ですが、県外に出ている住民が相当数いることが分かります。15万人ぐらいの人が県内外に避難し、6万人ぐらいの人が県外に避難しました。1万3000人の子どもが県外に転校しました。しかし県外に出た人は県の人口200万人のうちの約3%です。97%の人は福島にとどまっていることを知っておいてください。

これはチェルノブイリにあるモニュメントです。昨年11月に視察に行きまして撮った写真です。住民が移住することによって無くなってしまった村落の名前がモニュメントになっています。福島では、町役場ごと移転しているところもありますが、あくまで一時的な避難であり、戻りたいという前提がありますが、ベラルーシで話を聞くと、移住すると町が無くなってしまふ。大きな違いを感じました。

双葉郡の八町村の避難住民の方々について、福島大学が、戻る意思があるかどうかを調査したところ、34歳以下では、半分近くが「戻る気はない」と回答しています。この傾向は、戻る時期が遅れば遅れるほど高くなっていきます。避難先で就職をしたりして生活の拠点を移すからです。

これは、去年の3月から9月までの人口動態です。例年は進学・就職の3月4月に人口が減るという形ですが、去年は出っぱなしです。しかも、例年ほとんど動かない0～4歳と、その親に当たる世代がものすごく出て行っています。

ただ、県外に出て行った方々は3%で、97%は残っています。私がマスコミの報道について思うのは、残っている97%の方々に配慮した報道をして欲しいということです。例えば、福島にいるのは危険だということで避難した方々の報道があると、福島に残った親子の母親は、子どもに対して自分が加害者になっているのかという思いで、追い詰められてしまふ。福島に残っている人たちは悩みながら残っているのであって、みんな安全だなんて思っていないけれども、避難したときの負担を考えて残るという選択をしている人も多いのです。そのことを考えないと、避難した人と残った人を対立関係に置くことになってしまうと思います。善意の発言でも被害者

を苦しめることがあるということを県外の人にはご理解いただきたいと思います。

避難をしている人も大変だということは分かります。先の見通しが立たない生活が非常に苦痛だということは想像に難くありません。しかし地元に戻ったら戻ったでどういう生活をするかというのが非常に重要です。葛尾村からの避難者の方とお話ししたことがあります。戻っても農業ができないなら意味がないとおっしゃっていました。4畳半二間の仮設住宅に押し込められて、何もやることもなく、賠償金や義援金でメシを食うというのは、まったく喜びのないきつい生活だと思います。だんだん働く気力が萎えてくるとよく聞きます。

また、何回も何回も転校することを余儀なくされる子どももいて、とてもかわいそうです。一方、福島に残った子どもは、屋外で遊べない、運動不足だということで、お腹が減らない、食べない、その結果身長や体重の伸びが落ちているということも起きています。

避難者と避難者を受け入れる地域の住民との間で微妙な関係が生まれているとも聞きます。原発の立地地域の住民の平均所得は県内トップクラスです。避難先の住民の倍くらいの収入があった人が、避難してきて賠償金で暮らしている、それが避難者を受け入れた地域の住民の目にどう映るかという問題です。本来、この事故で同じように被害を受けたのですから、対立する必要は全くない方々が、敵同士みたいになってしまっているという点が、原発被害の一番嫌なところ、放射能被害の一番特殊なところだと思います。

原発の立地条件は、法令により人口密集地から離れたところに造ることになっていることはご存じだと思います。それは万が一の事故のことを想定してのことです。にもかかわらず、原発を誘致する地域があるということは、要するに貧乏だからであります。相双地方は、かつて福島県のチベットと言われ、男の半分くらいが出稼ぎに行っていた地域です。原発ができたおかげで出稼ぎに行かなくて済むようになり、原発さまさまという思いがあるのです。しかし地元の自治体は、ずっと原発でやっていこうという思惑で原発を誘致したのではなくて、地域の発展の起爆剤として原発を使おう、原発により関連企業が集まり、波及効果で都市化すると期待されていたのです。もう一つは国策に協力することは名誉である、ということです。

福島県と東京電力の関係は、この通りです。福島県内で使っている電気の量の7倍の電気を県外に提供しています。東京電力の発電量の3割が福島県です。大部分は原発で、これは現在失われています。したがって、福島県が東京電力に依存している以上に、東京電力が福島県に依存していると言えるわけです。

原発の立地について、私は、「電力の生産と消費の空間的分離」と呼んでおりますが、原子力発電所の安全性には不安があるから法令で人口密集地から距離を置くよう定められている。しかし、原発で作った電気は都市部で使われています。そうすると、危険・不安は田舎に押しつけて、電気は都会に行ってしまうという話になるので、田舎に何らかのメリットがないと原発は造れないことになります。そこで、都市部の利益を立地地点に還元する仕組みが必要になって、1974年に電源三法システムが作られました。そのときの総理は田中角栄で、田舎から都会に電気が流れる一方で、都会から田舎に札束が流れてくるというイメージで、いかにも田中角栄らしい発想だと思います。

電源三法の交付金はもともとは純粋な迷惑料でしたが、だんだん利益誘導、さらには政策誘導

になっていきました。プルサーマルを受け入れたり、使用済み燃料を受け入れたら交付金を上積みするなどいった、一定の政策を導入するための手段となっていったんです。電源三法の仕組みは、電力会社が総括原価の一部として消費者に負担させて徴収した税金を、国が特別会計に入れて、それを補助金として立地地域に落とすという形になっています。

これは、国が PR に使っている図ですが、大型の原発を 1 基造ると、運転が始まるまでに 449 億円が入ってくると書かれています。ここには書いてありませんが、運転が始まれば、固定資産税がガバッと入ってきます。もともと交付金は、迷惑料の趣旨だったので、工事が始まってから運転が始まり固定資産税が入るようになるまでのいわば「つなぎ」だったのです。だから、運転が始まると同時に打ちきりだったのですが、その後いろいろな補助金が次々に導入され、今では、工事を始める前からもらえ、運転している限りはお金がもらえるということになっている。原発を長く運転させるために、原発が古くなると補助金が増える仕組みにもなっています。

福島県が 36 年間で受け取ってきた交付金は 2700 億円ですが、原発事故による被害は、除染費用等も加えて数十兆円とも言われています。原発事故が起これば、交付金による利益など一瞬で吹き飛んでしまうことがよく分かると思います。

原発の存在している 4 町が受け取ってきた交付金は単年度で合計 57 億円、双葉町が一番多くて 20 億円くらいです。双葉町がどうしても多いかというと、7 号機 8 号機の増設に手を上げているからです。それだけで 10 億円くらい入ってくるんです。

原発を誘致したのは過失相殺でいう「過失」という見方もあります。原発の危険性は、スリーマイルの事故やチェルノブイリの事故で分かっていたのに誘致して、利益を得てきた地域が、一方的な被害者と言えるのかということです。福島県知事が先頭になって原発を誘致したことも事実なのであって、福島県民についても、同じことがいえなくもありません。

これは楢葉町の収入構成の推移です。電源三法交付金は黒いところですが、原発が動き始めるまでが最も多く入ってくることがよく分かると思います。1 号機が動き始めて固定資産税が増えたのに、2 号機が動き始めても固定資産税が同じように増えておらず、頭打ちになっているのは、償却資産税の一定額以上は県に行く仕組みになっているからです。その後下がっているのは、減価償却が表面化したからで、そうすると固定資産税が減って、町の財政はじり貧になっていきます。

産業構造の変化については、農業は原発の建設後にどーんと減っています。第 2 次産業は増えており、特に建設業が大きくなっています。原発は第 3 次産業なので、第 3 次産業も大きくなります。つまり、産業構造がぐっと変わってしまうということです。

問題は、財政構造の変化、産業構造の変化といった地域経済の変化が不可逆的で、元に戻らないという点です。地方自治体も、収入が増えて膨らませた支出を、収入が減ったからといってすぐに減らすわけにはいかないのです。これを「電源立地効果の一過性問題」と呼んでいます。だから双葉町のように「増設してくれ」という話が出てくるのです。

双葉地方は、これからどうなるのでしょうか？住民はふるさとを取り戻せるか、これは微妙です。現在の警戒区域はまもなく「解除準備区域」や「居住制限区域」、「帰還困難区域」に区分され、一部は帰還できますよという話になりますが、すぐに帰還できるとは思えません。南相馬では多数の市役所職員が辞めるという話を聞きました。また、病院の看護師などもごそと辞め

てしまうそうです。南相馬市は福島市よりも線量が低いのですが、原発に近いということで、若い人が居たがらないのでしょう。

また、第2原発をどうするかという問題も残っています。第2原発は再稼働が可能です。県議会が県内の原発を全部廃炉にすべきだと決議したときに、地元のある町長は「それは困る」と言ったそうです。雇用の問題があるからです。第1原発で7000人、第2原発で4700人が働いてきました。大熊町長は、廃炉や除染により雇用が生まれるだろうと言っていましたが、それでは明るい未来は描けません。しかし私は、福島の状態を見れば、地域の雇用問題のレベルで原発を論ずることはできないと思います。

福島県は、県の復興ビジョンのトップに、原発に依存しない社会を作るということを掲げています。東京電力の原発が10基あり、東北電力の原発を造る計画もあったのですが、これも含めて、県内に原発は造らないという考え方だと思います。福島県や南相馬市、浪江町は、電源三法交付金をもらわないと決定しました。私は、自治体が「金は要らない」と言い出したことは非常に重要なことだと思っています。

いま県内で問題となっているのは、除染したときに発生する汚染物質の処理・処分問題であり、とくに集めた汚染物の中間貯蔵施設をどこに造るかということです。双葉町長の井戸川氏は、浜通りの原発地域はただでさえ酷い目にあっているのに、さらに放射能を押しつけるつもりか、日本政府は私たちのことを日本国民と思っているのかということ、中間貯蔵施設の設置を拒否すると言明しました。しかしこれには、私は少し違和感があります。双葉町が原発を誘致したこと、さらには東電に頭を下げて増設要請までしてきたことにまったく触れないで、放射能はごめんだというだけで通るのか、一言でも「誘致が誤りだった」という総括が必要なのではないかと思うのです。そうでないと県民同士が上手く一致できない。中間貯蔵施設の設置は当面県内に造らざるを得ないと思います。仮に県外というなら、福島原発の電気を消費してきた首都圏以外にあり得ないでしょう。

三つ目に申し上げたいのは、原発の利害関係自治体の範囲がどっと増えたということです。ひとたび事故が起これば、原発直近の自治体だけでなく、その周囲の広範囲の自治体にも被害が及ぶことが明らかになりました。原発から特段の利益を受けていない自治体も被害だけは受けるということが明確になりました。そのため、防災計画の範囲を10キロから30キロに広げることになりました。関係自治体の数は3倍に増えます。原発の設置や再稼働について発言権をもつ自治体が3倍に増えるということになります。地元だけだと、どうしても生活がかかっているということで「仕方がない」ということになりがちですが、もう少し理性的なレベルで議論ができるようになると思います。

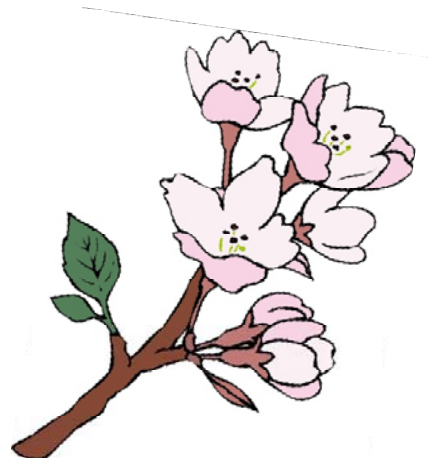
四つ目にお話ししたいのは、原発の建設を、地域格差を利用して、貧乏な地方に環境負荷を転嫁させるというやり方で進める今のやり方は、エネルギー問題や環境問題に国民がまともに向き合わなくすることになるということです。沖縄の米軍基地もまったく同じ構造でありまして、面積でいえば数%に過ぎない沖縄に、75%の米軍基地が集中している、その代わりにお金が落ちる仕組みになっています。基地交付金は、発想も運用の仕方も、電源三法とそっくりなのです。お金が落ちる仕組みがあるため、首都圏の側からは、「あなたがたは原発を誘致してお金をもらってきているのではないか」という言い方をされてしまいます。しかし、福島県民と首都圏の方々

はいずれも事故の被害者であり、対立し合うことはなにもないと思います。首都圏の皆さんに私は言いたい。福島原発は福島県民が止めます。しかし、東京電力には新潟の原発が残っています。首都圏の方々が新潟の原発にどう向き合うかということが問われていると思います。首都圏の方々が原発はもうやめて別の方法で電気を得よう、福島や新潟との関係を再構築しよう、という問題提起をしてくれれば、良い関係になっていくと思います。

最後に問題提起で終わりますが、国民全体で考えたいのは、利益誘導で原発のリスクを農村に転嫁してきた、それが税金で行われてきたということです。ほとんどの国民が、毎年1400円くらい払っているのに、電気料金の請求書にも書いていないので、電源開発促進税という税金の存在を知りません。なぜ原発についていろいろな補助金が次々と造られていったかという、電源開発促進税というのが目的税で、目的外に流用が許されないからです。電源三法は、高度経済成長が続き、電力需要も膨らんでいく、発電所をこれからも造っていく必要があるという前提で、税率が決められました。しかし、石油ショック後は低成長時代に入り、電力需要は伸びず、発電所の建設は頭打ちになったのです。そうするとお金が余ってしまいますから、余っているなら使おうじゃないかということで、次々と補助金を作ったのです。

山口県の上関町では、福島原発事故後の選挙で、推進派がダブルスコアで勝ちました。これだけの災害が起こっても、生活がかかっているなどの理由で、原発推進の姿勢はなかなか変わらないのです。そのように原発に未来を託そうという自治体に、これから何を伝えていったらよいのかということは、福島に残っている者の仕事だと思いますが、福島で起こったことをリアルに伝えることは難しいと感じています。チェルノブイリの原発事故であれだけの被害を受けたにもかかわらず、原発を1基も持っていないベラルーシは、原発の建設を決めたそうです。原発を14基持っているウクライナは、さらに13基増設する予定だそうです。チェルノブイリはウクライナの原発です。全然懲りてないのです。向こうの国の政府サイドからすれば、チェルノブイリの事故は忘れさせたいのです。若者の間では記憶が風化して、「25年前にそういうこともあったかね」という受け止め方が出てきていると聞きました。福島の原発事故は、確かにチェルノブイリの事故よりは被害の度合いは小さいかもしれませんが、だからといって何事もなかったかのごとく記憶の彼方に消えてしまうということは避けなければなりません。そうしたら福島の犠牲は何の意味もなさなくなってしまうと思います。大変な努力のいることだと思いますが、想像力を働かせながら、原発事故の被害をリアルに伝えて、原発事故を忘れさせないようにしていかなければならないと思います。

ご清聴ありがとうございました。





# 第40回東京支部総会議事録

日 時 2012年2月24日（金）～25日（土）

場 所 熱海・紀州鉄道熱海ホテル

参加者 71名

（1日目）

## 第1 開会挨拶

藤本齊支部長

大震災と原発事故から1年がたちました。そのこと自体の話題は清水先生の記念講演の方にお願ひするとしまして、今その復旧復興が重大事となっている正にそのときに、何とも政治と法の世界では著しい機能不全と強権化の方向にむけての動きが強まっています。

比例定数削減と選挙制度をめぐるのは、民意の集約（直接的政権選択）か民意の反映か、その両方かなんて話がなされますが、実は、もともと最高裁の違憲判決のいう投票価値の平等問題は、突き詰めていくと、民意を反映しない、人々の投票価値をゆがめにゆがめた議席配分を許して良いのかと言う問題にまで行き着く論理を孕んでいる問題です。また、これが議席総数が多すぎるか少なすぎるかという問題の地平とは無縁な話であることも明白です。にもかかわらず党利党略的に、また既にその弊害が広く明らかになってきている小選挙区制を逆に強化しようとする逆行的で危険な動きになってきています。

一体、日本国憲法は、どのような選挙制度を自らに適合的なものとして想定しているのかという論点も新たためて検討されるべきだろうとさえ思います。憲法は、地方自治については首長（民意集約・政権選択）と議会（民意反映）の二元代表制を、国政については議院内閣制と二院制、前者には直接民主制的要素をも、後者には強い間接民主制とチェックシステムを予定していると言えます。何故かを詳しくやり出すと挨拶じゃなくなっちゃうので止めますが、要するに、その規模の違い、任務の違い、人権に対する危険性の度合い等からしての意識的な区別でしょう。これからだけでも、国政に関して、憲法は、民主主義と共に貴重な理念としての自由主義の価値を重視し、民意を反映した議会という民主主義的な基盤の上に立ち、且つ、自由主義的なチェックアンドバランスを効かせたものとしての統治構造をこそ、憲法適合的なものとしているのだと言えましよう。

ところで今、民意をゆがめる小選挙区制を少し修正すると称しては選挙をよりややこしくし結局小選挙区制効果だけを効かせようとする、要するにゴマカシで強権化を図ろうとする動きが再度強まる一方で、大阪の橋下その他の動きに見られるように形式的には民主主義で選ばれたのだとまあそれが万能の切り札でもあるかの如く正面から強権化を図ろうとする動きも目立ちます。





いずれの方向からも、今、自由主義的な価値をもが問われている情勢でもあると感じます。翻ってみれば、基本的人権や権力分立を中心とした自由主義は、歴史的にも、また実際の任務からしても正に弁護士・法律家こそがその本領として来たし、すべきものでした。

我々の先輩が1921年、団を結成したとき、その名称としてただ「自由」のみをもってその名乗りとしました。大正デモクラシーの時代、自由民権運動の名や秩父困民党が自由自治元年を名乗った記憶がまだ残っていた時代でもあったのでしょうか。自由は進歩のシンボルでした。でも、戦後、よく見渡してみますと民主勢力、進歩的団体の中で、この名乗りは少々奇異な感もあったかも知れません。自民党の法律家かえ？なんて言われたことも。確かに、戦後社会の中では、「自由」とは、進歩派ではなく、どちらかと言えば、保守派の名乗りの中に使われ、反動のシンボルに転化した側面がありました。でも、その中で、数ある民主団体の中でも、団は、珍しくも頑として「自由」のみをその名乗りに使ってきたわけです。私はそのことを一つの誇りにもして来ましたが、今の情勢の中で改めてそれを感じます。

民主主義と自由主義が互いに互いを基礎付けあっている関係を深く捉え、示していくことが法律家の重要な任務でしょう。冒頭申し上げた選挙制度の問題の他にも、秘密保全法や共通番号制問題、教育をめぐる諸問題、また、組合活動の自由、政治活動の自由、選挙運動の自由、等々等々。概して、自由、自由主義の価値が改めて重要になっているということ、そういうような時代、ということは、法律家が、とりわけ弁護士が正に働かねばならぬ時であることが示されているのだと考えます。

私たちは、そのような中で、団支部の新しい1年を迎えるべく、本総会を成功させたいと考えます。あわせて、千葉幹事長が思いもかけず病を得て、回復しているとはいえ幹事長を続けることまでは無理で幹事長が欠けた状態で横山事務局長が代行してなんとかしてきましたが、幹事長も含め新しい執行部を確立する任務をも果たすべき総会です。有意義な総会として成功させましょう。

## 第2 来賓挨拶

### 1 伊藤潤一 様（東京地方労働組合評議会）

2007年に結成された東京地評・労働相談弁護団が5年目を迎える。何と言っても選挙制度、秘密保全法といった問題があり、労働組合では方針が書いてあっても、労働条件が優先順位として上になる。法律の分析の能力もないので、団が平和・民主主義の問題を分析して、私たちが学習することで大変頼りになっている。団がなかったらどうなるんだろう、存在意義がある組織。

春闘の時期だが感じていることを話す。大阪の橋下が暮らしの行き詰まりの中、反動的・ファッショ的に打開し、チャンスにしようとしている。

マスコミを使って、知名度を生かし、アピールをしている。マスコミに一番責任あると思う。裁判でも、泉南アスベスト、イレッサ、ひどい判決で、企業第一。非正規・雇止め事件でも、ことごとく負け、企業第一の判決。JALの判決が続けてあるが、どういう判決が出るのかと考えてしまう位、裁判所の姿勢が大企業第一の判決になっている。



消費税増税に先立ち、身を切るといって、賃下げ、比例削減は邪魔者排除のため。政党でいえば共産党、組合でいえば全労連。財界にとっては素晴らしい国を目指すということ。給与削減は地方にも影響する。7, 8%の賃下げで組合費も削減、年収が減って組合やめるといって人も出てくる。全労連の主体は官公労、国公労連、自治労連、教組で、ここが縮小して全労連の財政が大変になる。地評にも4万人近く公務の組合員がいる。小選挙区制で共産党だけではないが、少数政党をもっと小さくしていく動きが着々と進められている。組合としては賃上げの運動だけでは駄目、一体改革、比例削減問題も春闘時期に大きく運動していかなければならない。

## 2 中山伸 様（革新都政を作る会）

決議（案）の中に、「都民の人権が保障される都政への転換を求める決議（案）」があり、大変勇気付けられる。

未曾有の3・11から1年だが、震災復興、放射能対策はちちとして進まず、雇用・生活は破壊されたまま。長期失業が深刻で20, 30代からは絶望という叫びがあり、国政・都政の在り方が問われている。

3・11は忘れもしない都議会最終日。120%出馬しないと言っていたのに石原都知事が出馬。マスコミから取材を受けたが、石原都知事が出たから天罰という記者もいた。



その中で、チェンジ石原を小池候補が掲げ、かつてない選挙戦をした。石原都知事は防災服を着て奮闘している装いで論戦を全く行わず、街頭宣伝は投票日前日1回だけだった。

石原都知事は巨大津波は天罰、洗い流すと発言し、政治的姿勢が問われたが、悪政の根幹を象徴している言葉。

都民不在の大型開発、破壊的教育改革に石原都知事が熱中しているが、マスコミも都政に目玉がなく、停滞していると報じ、早くやめてもらいたいという声が都庁からある。

野田首相の暴走の中、新党の動きがあるが、石原都知事は核武装を新党の条件にし、憲法敵視のボルテージはエスカレートするばかり。石原都知事は東京都のために知事になったのではない、国のためになったと言うが、都民を愚弄している言葉、やることないなら即刻辞めて欲しい。

様々な問題やいたましい事件が多発、どこでこの国が間違ったのか。震災から11か月を経験して、闘いの中で共同が広がり、悪政との対決がある。世界的に見ても99%の運動が広がっている。

大阪のダブル選挙では維新の会が圧勝、京都では中村候補が奮闘した。大阪では絶望の中、強い改革者願望となり、20, 30代の70%が橋下を支持したと言われる。京都では支持なし層がわずか3年で急増、学生の9割が支持なし層。20代から40代ではイーブンの闘いだった。

新たな運動の方向性があり、東京でも政治を転換したい。都知事選では弁護士出身の候補者が出たことがない。医者、法学者は出たが、弁護士はまだ。皆さんからの出馬を心よりお願いしたい。真っ正面から要請を受け止めて欲しい。

## 3 小澤克至 様（国民救援会東京都本部）

この1年を振り返ると、布川事件で再審無罪を確定させた。布川事件に言及したのは1974年

の大会議案が最初。弾圧事件の中にわずか9行、布川事件については、取り組みも進んでいませんとあり、署名もビラも出来ていなかった。

今回無罪を手繰り寄せることが出来たが、一つ一つの事件を勝ちきっていききたい。

国公法弾圧事件では、古田判事がしぶとく世田谷事件に居座るが、悪さをさせずに来たのは回避の声をあげ続けた成果。大法廷への回付、法令違憲判決を目指し支援を強めたい。

大震災・原発事故の收拾の目処立たない中、反原発デモは空前の規模の動きとなっている。震災を奇禍としてアメリカ・財界の野田首相に対する要求が強まる中、公安警察による国民の運動に対する監視が強められているという報告が寄せられている。監視を逆に監視する警察監視隊が作られ、民間パトロール（民パト）に発展させていった経験がある。逆に監視していこうと全国に呼びかけている。

可視化・証拠開示も団支部と協力して取り組んでいきたい。



#### 4 片桐公男 様（憲法改悪阻止東京連絡会議）

昨年の団支部総会直後、大震災・原発事故があった。団がいち早く現地に行って救援を今日まで行い、勇気付けていることに敬意を表したい。

東電の対応は加害者としての自覚に欠ける。不正義、傲慢と言える態度で許されない。この問題には団の大きな支援が必要で奮闘に期待したい。

昨年振り返ると、10月20日に憲法審査会が始動した。4年以上止まっていたのに、民主党が国会運営の取引として自公に歩み寄った。憲法が取引材料にされ、改憲派の公式の発言の場となった。6月7日には96条の改憲議連が出来、96条に限定して改憲のハードルを下げようとする。今年1月には自民党がサンフランシスコ講和条約60周年を目指して新しい改憲案を提出すると発表した。

衆議院格差是正と比例定数削減、この問題で学習会や街頭宣伝に取り組んできたが、今が正念場。

18年ぶりに小選挙区制が見直されるかどうか、抜本改正が勝ち取れるか、一緒にこの問題でも力をあわせて頑張りましょう。



#### 5 篠原義仁 様（自由法曹団団長）

東京支部と神奈川支部は20、30年いつも同じ日程で総会をしているので、差し違えて本部は出席している。幹事長と事務局長が箱根に行って、私がこちらにお願いに来た。

3月11日後の対策、取り組みには敬意を表する。東北4県の団員が頑張っているが、東京支部からもたくさんの団員が行っている。原発事故収束のまやかしがあって見通しない状況。原状回復を基本とする完全賠償に必死になって取り組んでいるところ。



全国の原発54基のうち、現在2基しか稼働せず、3月28日に1基停止し、4月下旬で全部停まる。何だったんだろうか。情報操作があって、原発なくなったら大変なことになるぞと言われてきたが、そろそろ全部が停まる。関西電力は51%依存というが全部停まっている。原発がないと大変なことになると言う報道がまやかしであったことがはっきりした。

事故直後2キロ、その次10キロ、その次20キロ、何度も引越させられた。過度に安全が強調され、御用学者を使って情報操作がされた。まやかしを明らかにして脱原発の取り組みをしたい。

団の取り組みとしては、仙台で集会をし、大飯原発で差止問題の交流会を開いた。3月11日には一斉行動の取り組みが提起されており、4月には福島で交流集会もあるので参加して欲しい。選挙制度改革については、前執行部がピンチをチャンスというスローガンで闘いを進めてきた。ピンチをチャンスにできるのか、ピンチのまま終わってしまうのか、緊張感が高まっている。この1、2週間が最大の情勢のヤマ。

弁護士が前に出なければということで2月2日の院内集会を呼びかけ、合計220名、団関係で80名集まった。身内の団体の中では情勢を変えた。3月7日にも院内集会をやって議員要請をするので結集して欲しい。3月16日には情勢を踏まえて2時から全国活動者会議を開く。緊迫する情勢をどうするのか、話し合う。4月18日には仕上げの院内集会が予定されている。

秘密保全法については、10数年前に比べて動いていない。マスコミの反応も悪い。意見書をぶつけるだけでは駄目で、社説を書ける人に話してくるオルグを一般的な要請オルグとともにやる。テレビ関係者に対しても影響力持つ方に個別にオルグする。3月1日に院内集会をして議員要請をする。

全部出るとは言わないが、一つや二つは出て欲しい。情勢を変えていこう。来賓挨拶ではない、お願いの挨拶、一緒に闘っていこう。

### 第3 支部長・幹事選挙手続の説明

選挙管理委員長 林治団員、選挙管理委員 久保田明人団員

支部長は藤本齊団員以外に立候補がなく信任

### 第4 議案提案、予算・決算の承認と報告及び特別決議案提案

横山幹事長代行より

#### 1 議案提案

事前に目を通したものとして議案を提案する。

今年の流れ、東日本大震災が支部活動開始の矢先にあり、これに大きく対応していく活動が中心となった。震災・原発事故のため多くの課題が先送りとなり、今急務の課題となった。比例定数削減、派遣法、TPP、普天間基地、税と社会保障の一体改悪＝消費税増税、秘密保全法等。

東京の現状としては、都知事選があったが、大騒ぎの中で論戦行われず、石原都知事の作業服姿だけが報道された。石原都知事は当選後も「やることは変わらない」と言い、福祉・防災都市の見直しが求められるが、防災指針は不十分。築地市場移転はなし崩しに進め、2020年オリンピック招致にも立候補し、大開発と関連性のある問題ばかりに力を入れる。オリンピックは申請

文書を見ても方向がおかしい。晴海ではなく国立競技場をメイン会場とするが、晴海に選手村作るという、結局築地市場がつぶし先にあり、環状線もこの先につながる。

憲法について、改憲派は96条改正で具体的・現実に動こうとしている。憲法に緊急条項がないことは一般的にはうけるが法的には極めて例外的な事態。とにかく改憲に手を付けようということである。改憲手続法、憲法審査会始動で改憲の議論が具体的に進んでいるが、いち早く声を上げる団体が団であり、団以外にない。

「課税府のノダ」のリーフが好評。切られようとしているのは国民の声。反対運動は我々がしないと進まない。この問題では避けてはさけては駄目。10, 20分でも話をして比例を中心とした制度を作るチャンスとして取り組む。

地域主権改革のような福祉切り捨てを東京は先取りしていた。地方では震災の被害を拡大させた。地域主権改革リーフも参照。東京では押し戻す努力が必要。

秘密保全法については危険性の浸透がない。法案が出ていないことであぐらをかかないで、出てこさせない闘いをしよう。

平和をめぐる問題。普天間無条件撤去の闘い。伊波候補惜敗は残念。基地問題は日本全体の問題として組み込まないといけない。基地のある首都で基地自体の危険性を訴え撤去の運動を作っていきたい。

東アジアは、北朝鮮、中国からみで情勢不安定だが、責任をもって東アジアの平和を構築していくのが日本の役割。安保即時撤去、核の傘から脱却する。南スーダンへの自衛隊派兵はPKO5原則にも反する。武器3原則緩和はアメリカと一緒に武器を開発していく国にするのが狙い。9条から容認できない。

6月9日には中野ゼロホールで比例削減反対の大集会をした。団員300名という本部からの呼びかけに応じて成功に努力した。

憲法フェスティバルが25周年、参加者少なくなっているという声もあるが粘り強く続いている。9条の会東京連絡会ではさよなら原発ということで12月に中野ゼロホールで集会を行った。

デモが自然発生的に生まれ、そのつながりで原発ゼロの運動が広がっている。

労働者をめぐる情勢、雇用情勢厳しい。非正規、期間工の格差広がる。一人で役員報酬を9億円もらう人がいる一方年収200万以下が急増。ディーセントワークが大事。震災で働くことができず、意欲を失う人もいるが、働いて収入を得るのが人間のあり方。

派遣法改正が民主党政権ができたときに期待されたが、派遣固定法のようになってきた。有期労働契約も固定化、半年空ければすれば大丈夫というような非常にとんでもない法案になりそう。

団員の事件では厳しい闘いが続いている。JAL勝って当然といわれているが、どうなることか。月に1回、街頭での宣伝、労働・生活相談会は続けている。先ほどの東京地評・労働相談弁護団のほか、権利討論集会も団員が講師になって活躍。メーデーも団員が多数参加している。

貧困問題。厳しい状態、格差拡大が続いている。貧困は固定化の一方、1%対99%でのウォール街占拠など目に見える運動が広がっているので確信を持って闘っていきたい。

雇用、社会保障、生活保護のセーフティネットが崩れつつある。地域主権改革の正体を広く国民に知らせて推進を阻止しよう。

いろんな法律事務所・地域での活動があり、5か所だけ書いたが是非取り組みを紹介して欲しい。

追い出し屋問題の運動がある。国保相談会はマスコミが報じず、相談件数は少なかったが、問題提起が出来た。裁判としては東京生存権裁判、七夕訴訟が闘われている。

刑事事件。板橋高校事件は上告棄却、有罪確定。国公法弾圧事件、古田回避・大法廷回付要請中。猿払事件判決を変えていく運動が進められている。選挙にあたり、弾圧するなの申入れをし、学習会を行っている。

治安強化の動きとして暴力団排除条例があり、全国各地で出ている。反対しにくい部分もあるが、国民弾圧に利用させないよう監視が必要である。

裁判員裁判、大阪地検特捜部の事件が相乗して足利・布川といった無罪判決の流れが出てきている。福井事件が再審開始決定となり、東電OL事件等も動きがある。

裁判員制度は3年目の見直しを迎えたが十分に議論がなされていない。本部の議論状況も踏まえたい。裁判員による無罪判決を控訴審が破棄し有罪とした事件を最高裁が無罪とした。裁判員裁判には今後も注目が必要。

石原都政の継続を許さない運動が大事。決議案も用意した。2020年オリンピック招致、石原本人はやる気満々、とにかくやるんだ、もうけるんだと言うが「オリンピックの理念」が欠けており「イベント招致」しか考えていないようでは反対せざるを得ない。

教育問題。杉並は更生させたが、大田、武蔵村山で新たに作る会系教科書採択。東京都自体が採択を改めない。横浜が採択したので、伸びたように見えるが、全国に波及させない。八重山も自主的に東京書籍を買うことになっており、作る会系教科書非難を強め、次回採択まで頑張る。日の丸君が代問題。戒告が良いとは思わないが止む止めになった。七生養護学校事件も最高裁での闘いとなっている。

原発事故は大変な事故。こんなに多種多様な被害があるか。自治体レベルでいうと、反原発で首長が落ちているわけではない、問題の複雑さがある。ストレステストをして再稼働させようという動きがあるが安易に認めさせるべきでない。地方自治体に申し入れをする。原発問題についてどこかで安全神話に乗っていたところがあった、素直に反省すべきだろう。その上で、どういう解決をしていくべきか。東電主導の解決には強く批判していく。

除染、3月11日以前に戻せという要求だが難しい。どこまでどうやったら良いか。松茸旅館をどう除染するのか、除染すると菌が死ぬので松茸旅館でなくなるジレンマがある。

エネルギー政策を転換していく大きな流れを作る必要がある。安全・安心、システム全体を国民全体で考える時期に来ている。団も諸団体と連携して提言するが出てくるかも。

団支部の学習会。7月は団の伝統と闘い、12月は若手団員の活動をテーマに行った。

団支部40周年については団の活動を振り返る、先の10年を展望する企画をしたい。

ソフトボール大会には220名以上が参加した。支部の結束ということで大切な行事。

サマーセミナー、新たに内容を組み立てていきたい。

団支部員は471名、20名以上の大事務所もあるが、個人事務所もあり、個人事務所からの活動をどう図るかが課題。人数としては50期以降が既に半数以上になっている。

## 2 予算・決算の提案と報告

寄付金をお願いしたい。



原発特別基金として予算を300万円とし、一時立て替える制度を作ったが、まだ利用がない。参加費等を徴収する行事として総会、サマーセミナー、スポーツ大会の3行事があるが、総会は黒字に、サマー、スポは赤字となり全体財政から補填した。今後も参加を容易にするよう補填を頭に入れた見通しで予算を組み立てる。

印刷費が本部の意向で値上げとなった。予備費は40周年の企画費も含んだ考え。

### 3 11年度会計監査報告

大崎潤一団員

会計監査報告書記載のとおり、会計処理は適正に行われたものと認める。

### 4 特別決議案提案

特別決議案は以下の6本

- ①衆議院比例定数削減に反対し国民の意見を反映する選挙制度を求める決議（案）
- ②秘密保全法制定に反対する決議（案）
- ③福島原発被害について、東電と国に謝罪と原状回復及び完全賠償を求める決議（案）
- ④2020年東京オリンピック招致活動に反対する決議（案）
- ⑤都民の人権が保障される都政への転換を求める決議（案）
- ⑥司法修習生の給費制を存続させ、国家が法曹を養成する体制を断固守り抜くことを求める決議（案）

## 第5 討論

<憲法・平和>

- 田中 隆団員「東日本大震災からの復興問題」  
長澤 彰団員「米軍再編・改憲派の動向」  
島田 修一団員「憲法審査会の危険と9条運動」  
松井 繁明団員「比例定数削減問題」  
吉田 健一団員「秘密保全法」  
田場 暁生団員「ワシントン可視化する」  
須藤 正樹団員「国公法弾圧事件／選挙制度問題」  
今村幸次郎団員「秘密保全法の特別決議案について」

<刑事・司法>

飯田美弥子団員「布川事件」

(2日目)

### 第1 討論

<刑事・司法>

種田 和敏団員「給費制存続に向けて」



### <労働・貧困>

- 小林 大晋団員「JAL解雇事件」
- 鷺見賢一郎団員「非正規雇用をめぐる情勢と課題」
- 和泉 貴士団員「まちだなんでも相談会／地域の貧困問題と自殺対策」
- 吉田 健一団員「企業再編と多摩地域での労働事件」
- 尾林 芳匡団員「地域主権改革」
- 平井 哲史団員「地域主権改革／労働組合・民主団体との関係強化について」
- 星野一人事務員「国立市の上原元市長に対する訴訟」
- 久保田明人団員「外環の2訴訟」
- 名取 孝浩団員「教師に対する給食費の徴収業務命令」

### <原発>

- 田村 優介団員「地域での脱原発の取り組み」
- 山添 拓団員「福島原発事故被害賠償の現状と課題」
- 種田 和敏団員「福島被害弁護団の取り組み」

### <都政その他>

- 横山 聡団員「原発被害／オリンピック招致問題」
- 船尾 遼団員「B型肝炎訴訟／原発被害」
- 尾林 芳匡団員「団支部の活動について」
- 平井 哲史団員「団支部における将来問題」
- 金井 克仁団員「明治乳業争議の現状とそれから見た若干の思い」

## (2日目)

### 第1 討論

### 第2 討論のまとめ

横山幹事長代行

確信を持つ討論となった。

震災問題では福島に目が行くが、宮城、岩手にも目を向け、震災復旧で必要な場合には動く体制が必要。比例削減はどこに決着点があるか難しいが、一体改革の大綱の中で「比例削減」が出てくる。行動を起こして世論で包囲しよう。秘密保全法、憲法改悪の動きにも目配せする。大阪市長の動向は東京にも帰ってくる。

アメリカは中国への包囲網を築こうとしているが、基地の沖縄固定化、横田固定化を許さないたかひが必要である。そのためにも三多摩地域から次長を出して欲しい。

JAL争議は勝たねばというプレッシャーがあろうが、東京地裁は偏向している。稲盛会長ははっきりと解雇の必要がなかったと証言した。万一の不当判決には地裁の非常識さを打ち出して闘

いを進めよう。

労働審判についていくつか発言があったが、「一回で終わらせる」「早くやっているから解決金は低くて当たり前」という裁判所の態度はおかしい。経験交流しながら、どう闘っていくか、どう立ち向かっていくか、勉強会をして良いのではないか。

まちださがみの何でも相談会。準備をきちんとしながら、子どもたちが参加できるような開かれたところを会場としており、参加しやすさを作っている工夫が伝わってきた

地域主権改革、憲法問題としても、貧困問題としても取り上げたが、セーフティネットがビジネスとなり貧困が食べ物にされつつある。東京都でも規制緩和が進もうとしており、定例都議会で緩和の条例案が出されている。都議団会派と交流して反対していく。

都政問題では築地市場、外環の2、オリンピック招致とが一体の動きであることが示された。とにかくハコモノ・再開発最優先の都政。業者だけが幸せになる仕組みになっている。

給食費の徴収制も教育の根本から考えてさせるもの、東部地域には特にあるようだが、教育全体を通じて考えてゆくべき課題になることが考えられる。

団事務所のあり方について平井団員から提案があり、各事務所の経営問題は表に出しにくいですが、経営体として成り立つことが団活動を継続的に行うためにも大事。バランスをどうするか、個人、事務所全体としてのバランス。今後の議論の対象としたい。

原発問題はいろんな形で弁護団が頑張っているが、あまりにも広範な被害である。本部や他の支部とも連帯してやっていきたい。

特別決議案の秘密保全法についてはコメントいただいたので訂正して、他も一部表記とか直しつつ執行したい。

### **第3 議案・特別決議案・予算・決算承認**

全て採択

### **第4 選挙結果の報告**

全幹事45票，満票で全員信任

### **第5 第1回拡大幹事会**

幹事長として前川雄司団員が新任。事務局長として横山聡団員，事務局次長として酒井健雄団員，河村洋団員が再任。事務局次長として枝川充志団員，市野綾子団員，早田由布子団員が新任。

### **第6 退任役員挨拶**

1 中川勝之団員 2 三浦直子団員

### **第7 新任役員挨拶**

1 早田由布子団員 2 前川雄司団員

### **第8 閉会挨拶 藤本齊支部長**

皆さんお疲れ様でした。

いや実に様々な分野からの、様々な活動や経験が報告され、また、問題や要請の提起も豊富になされた総会だったと思います。

ちょっと一言したいの一つは、最後の方で尾林さん以下何名かの方々から、活動と事務所の経営についての発言が立て続けになされましたが、私も本当に同感ですね。

その経営問題等に関する発言を聞きながら、実は私は40年前の事を思い出していました。私が25期修習生から弁護士にちょうどなったとき、新しい会員を迎えて東弁の講堂で行われた青法協の主催の集会でしたが、そこで、当時の鷺野青法協事務局長が語った言葉を今でも鮮やかに覚えています。だってその後ことある毎に幾度も幾度も反芻して来たから忘れるわけがありません。

その当時というのは、2年前25期が入所する直前に、宮本康昭裁判官が再任を拒否され、7名の青法協会員が任官拒否され、クラス委員長阪口徳雄修習生がいきなり罷免されるという、真正面からの青法協攻撃の嵐が吹き荒れていた時期です。その嵐の中で、青法協の、当時は裁判官部会も厳然として存在していましたが、幅広い青法協の活動の荒海での難しい舵取役として、佐々木秀典議長と並んで名事務局長と確かに言われた鷺野忠雄さんが、法曹界に船出する私たち25期生に対して、何と語ったか。かれは、グラムシ系譜の当時の現代知識人論の上に立って、次の様に現代日本弁護士論を語ったのです。

鷺野さんは言いました。

「現代日本の弁護士は、

第一に、すぐれた専門家でなければならない

第二に、すぐれた政治家でなければならない

第三に、すぐれた組織者でなければならない

第四に、すぐれた経営者でなければならない」

彼は一年生の我々に、あの嵐の中でそう語りました。本当に印象的で、今でもその場面は目を閉じれば大体浮かびますね。旧東弁講堂の柱の位置までも。

いずれにしても、先ほどの経営問題に関する発言の中にもありましたように、自由法曹団の団員の数は、今とても、まあさっき「順調に」と言う言葉がありましたが、ま、実に「順調」に増えていると、まあ一面そのとおりですよ。

そういう中で私は、やっぱり、活動と経営の問題について改めて真剣に考える必要が一方で出てきていると同時に、そのことを考える事ができる条件とか基盤とかも合わせて今出来てきつつあるというふうに言うことが出来るのかもと、聞きながら感じていました。

一言したいことのもう一つですが、昨日の夜、懇親会で鶴見さんが支部の3大行事か4大行事かというのを語られていました。厳密に言いますと総会を含めまして4大行事であります。

春はメーデー、夏はサマーセミナー、秋はソフトボール大会、冬は総会でありまして、ちゃんと春夏秋冬に見事に割り振られておりまして、ま、東京支部の歳時記のようなものにこれはなっておる？訳ですが、しかしいずれにしても、これらは、その間のルーティンな仕事とか、その間の各分野での戦いとか、そういうのが日頃きちんとして行われている、戦われているというのがあつての4大行事ということでもあります。一面、この4大行事に集うことによって、我々が東京支部の春夏秋冬を一つづつ確認しあいながら進んでいく、まあそういう契機にしていく、そ

ういうつもりであったかかどうかは別にしても、そういうことになってもいるのです。  
さて、では、みなさん、支部の新しい春夏秋冬に向けて、お互い頑張ってください。  
これをもって第40回の支部の総会を終わります。ご苦労様でした。

## 新任・退任の挨拶

### 新幹事長就任のご挨拶

東京合同法律事務所 前川 雄司

私は1993年から95年にかけて団本部の事務局長をしました。最初は小選挙区制のたたかひの真っ最中で連日のように国会要請でした。95年は1月に阪神大震災が起き、3月に地下鉄サリン事件が起きるといふ激動の時期でした。全国の団員・事務局のさまざまな努力に強い感銘を受けました。



今回の支部総会の発言を聞いて、私自身も励まされましたし、いろいろやってみたくと思いました。大変な状況ではあるけれど、新しい展望を切り開くことができるのではないかと思います。

支部団員・事務局の声を聞いて、共にがんばりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 新事務局次長就任のご挨拶

旬報法律事務所 早田 由布子

このたび事務局次長に就任しました、旬報法律事務所の早田由布子です。私は新63期で、昨年1月より弁護士としての業務をはじめましたので、弁護士として丸1年が経過したばかりです。事務局次長のお話をいただいたときに、先輩や同期から「もう？」という声もいただきましたが、気分の若いうちにやろうと思い、事務局の一員に加えていただくことになりました。

私はこれまで1年間、日々の業務は労働事件を中心として行っており、集団的な事件としては薬害イレッサの弁護団員として活動してきました。また、昨年5月集会で教育（教科書）問題の分科会に出席したことをきっかけとして、教科書採択問題や大阪の教育基本条例の問題に関心をもち、本部の教育問題委員会に出席するなどしてきました。東京支部では、労働問題や東京都の教育問題について、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

法曹人口増員の影響もあって期の若い団員が増え、今回の東京支部総会でも若い団員の出席・発言が多くありました。弁護士になったばかりの新64期のみなさんの発言には、私も頑張らなけ

ればと刺激を受けました。若い団員が中心となって東京支部の活動を盛り上げていかなければならないと思っていますので、一緒にがんばっていきましょう。

今後ともご指導ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 新事務局次長就任のご挨拶

### あかしあ法律事務所 市野 綾子

この度、東京支部事務局次長に就任いたしました、あかしあ法律事務所所属の62期、市野綾子と申します。

弁護士になり3年目に入ったところで、事務所の先輩である笹本潤弁護士から強く勧められ、色々迷いましたが、チャレンジしてみることにした次第です。

私は、自然や動物が好きなこともあって、大きな事件としては環境事件に携わることが多いと思います。現在は、首都圏建設アスベスト訴訟、シロクマ公害調停・訴訟、沖縄ジュゴン訴訟に取り組んでおり、最近は、福島原発被害弁護団にも入りました。

首都圏建設アスベスト訴訟は、4月25日に結審を迎えることになり、シロクマ公害調停・訴訟は5月末に行政処分取消訴訟の提訴期限を迎えます。沖縄ジュゴン訴訟では、政府の沖縄県知事に対する埋立免許の申請時期に注視し、福島原発被弁護団では、3月19日に東電に対して集団交渉を行います。

このような状況の中、次長の仕事は忙しそうで、その上もたまたした人間である私に次長の仕事が務まるのかと大きな不安もありますが、こつこつと取り組み、弁護士として視野を広げるきっかけにできればと思います。

今年2月には、地球温暖化の調査のため、シロクマ公害調停・訴訟弁護団員とソロモン諸島に行ってきました。

日本で暮らしていると、温暖化の実感はなかなか湧きづらいのですが、ソロモン諸島の小島では、温暖化による被害が顕著でした。島では、大人が子どものころ遊んでいた砂浜が完全に海に沈んでいたり、ある小島では、島民全員が、海に沈みゆく島を捨てて、別の島に移り住んだりしていました。近年は、移住先をめぐる争いも生じているそうです。

3. 11震災の後、日本は、エネルギー政策の転換期にあります。私は、原発や石炭・石油火力発電に頼らない、再生可能エネルギーによる電力供給政策を推し進めなければならないと強く感じています。

このような時期、自由法曹団の存在意義はより一層深まるものと思います。私も及ばずながら何とか役割を果たして、社会の転換期に少しでも寄与できたと思えるように頑張りたいと思います。

その他の活動としては、笹本潤弁護士や当事務所の事務局と一緒に「新宿平和のための戦争展」(新宿区後援)の実行委員としても活動しています。なお、今年は3月23日～25日に開催し、第5福竜丸の大石又七氏や放射能に詳しい野口邦和氏にお話しいただきます。

私は、趣味は特にありませんが強いて言えば、電車の中で本を読むことです。最近読んで良かったと思うのは、百田尚樹氏の「永遠の零」です。運動は、中学高校時代までは陸上部に所属し短距離走等をやっていましたが、今は何もしていません。唯一、子どものころ毎日泳いでいたので、水泳は今でも得意と言えるかもしれません。

なお、お酒を飲むのが好きで、ほぼ毎晩ビールやワインを飲んでいきます。

素敵な諸先輩方に習い、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 新事務局次長就任のご挨拶

### 東京合同法律事務所 枝川 充志

このたび東京支部の次長に就任しました枝川充志です。東京合同法律事務所に所属しています。よろしく御願ひします。東京支部長・幹事長、団本部の事務局長・次長も同じ事務所の先輩弁護士ですから、近年、東京合同は団に多くの人材を投入している感じがします。

ところで私と「団」の関わりといえば、ソマリアを念頭においた海賊対処法の制定に反対する意見書作成や街頭での呼び掛け、ルワンダで拘束されたピーター・アーリンダー氏の救出に向けた活動、最近では南スーダンPKOに関する情報収集です。何か国かのアフリカ諸国に行ったことが縁となって、団ではアフリカ地域担当のようになっていきます。

「東京支部」ということでいえば、メインイベントの一つである総会には1年目から継続して参加しています。多士済々がさまざまな課題に食らいつき層の厚さを感じます。最近の問題といえば、昨年の大震災及び原発でしょう。

しかしあらためて「東京」ということでいえば、オリンピック、築地移転、都立病院の廃止などなど、とにかく壊しては作る、ブレーキの壊れた暴走列車のような街になっているような気がしてなりません。ひとえにこれは悪代官・イシハラの悪政によるものでしょう。誤解を恐れずに言えば、アフリカの国の中には長期政権を維持し独裁国家を築く亡国の輩がいますが、その結果は、国破れ、残るのは荒廃とした山河のみです。東京の場合、さらに進んで、人破れ、山河すら残らず、といった状況ではないでしょうか。

東京の暴走ぶりを再開発などと呼んで評価するか否かは、立場や価値観の違いにすぎないのかもしれませんが。しかしその渦中にあり日常生活を壊される人にとっては、単なる価値観の違いでは収まらない問題のはずです。

東京支部の次長として、その問題性に気づき、多少なりとも理不尽を回避できる活動に尽力できればと思います。

## 退任のご挨拶

### 安田法律事務所（前 北千住法律事務所）水田 敦士

このたび、北千住法律事務所（足立区）から安田法律事務所（鳥取県米子市）の移籍に伴い、自由法曹団東京支部から中国支部に移ることになりました。そのため、東京支部事務局次長も退任することとなりました。

任期途中での退任には心苦しいところがありますが、街頭宣伝のように、事務局次長であるからこそ取り組めたことがあったことも事実で、おおむね満足しております。

一番の思い出は、ソフトボール大会でしょうか。男女問わず、みんなが楽しめるためのルール大改正という置き土産を残していくことが出来ました。第2弾として、ちびっ子も参加しやすいルール改正も考えていましたが、今後の課題として、執行部にお任せしたいと思います。万事において至らぬ事務局次長でありましたが、厚くお礼を申し上げます。

## 2012年支部幹事会日程

### 2012年

- 第1回 総会会場にて新執行部選出
- 第2回 3月22日（木）午後3時～6時 6時から新旧役員歓送迎会
- 第3回 4月24日（火）午後2時～5時
- 第4回 5月23日（水）午後2時～5時  
※5月19～21日 団本部 5月研究討論集会 宮崎シーガイア
- 第5回 6月20日（水）午後2時～6時（多摩地域で幹事会予定）
- 第6回 7月25日（水）午後2時～5時
- 第7回 8月23日（木）午後2時～5時
- 第8回 9月19日（水）午後2時～5時
- 第9回 10月24日（水）午後2時～5時  
※団本部総会 10月20日～22日 焼津



※10月26日(金)支部ソフトボール大会(予定)

- 第10回 11月21日(水)午後2時～5時
- 第11回 12月19日(水)午後2時～5時 終了後 忘年会

**2013年**

- 第12回 1月23日(水)午後2時～5時
- 第13回 2月 8日(金)午後2時～5時
- 第14回 2月22日・23日 支部総会

**日誌**

**2月6日～3月6日**

- 2月 6日 比例定数削減反対街宣(新宿西口)
- 9日 共同センター9の日街宣/東京支部幹事会
- 13日 団市民問題委員会/団本部事務局会議
- 14日 団司法問題委員会
- 15日 原発問題委員会/団教育問題委員会/衆院比例対策定数削減反対本部
- 16日 共同センター幹事会/東日本震災拡大対策会議(仙台)
- 17日 団治安警察問題委員会
- 18日 団将来問題委員会/本部常任幹事会
- 19日 原発活動者会議(福井)
- 24日～25日 第40回支部総会(紀州鉄道熱海ホテル)
- 27日 原発問題事務局会議
- 28日 団将来問題委員会/団司法問題委員会/団本部事務局会議
- 29日 団労働問題委員会
- 3月 1日 団給費制維持対策本部/秘密保全法学習会・国会議員要請(衆議院)
- 2日 支部事務局会議
- 6日 団構造改革問題委員会/団貧困問題学習会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**  
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、  
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

	対象期間・70歳まで			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03 (3349) 3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)